

建設機械の排出ガス対策



特定特殊自動車の使用規制が始まりました

平成18年10月より建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（特定特殊自動車）に対して「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下「オフロード法」）による使用規制が開始しました。

<使用規制開始により以下のように変わりました>

- 平成18年10月以降に製作されている建設機械等^(注1)については**基準適合表示**の貼ってあるもの等技術基準に適合したものを使用して下さい。（表示は下図参照）
- 抑制指針^(注2)に定める適切な燃料の使用、適切な点検整備等を行って下さい。
- 国の職員が立入検査等を行うこともあります。

(注1) 一部規制対象外の車両があります。規制対象となる車両はP3参照。

(注2) オフロード法第28条に規定する主務大臣が定める指針のこと。排出ガスの排出の抑制を図るために燃料の種類等が定められている。(P2参照)

平成18年10月以前に製作された建設機械については規制の対象外です。

平成18年10月以降に製作・販売される排出ガス規制の対象となる建設機械については、基本的に次のいずれかの表示が貼られます。ただし一部規制対象外の機種があります。

○基準適合表示



法律に基づく技術基準を満たすものとして、型式届出された車両に表示されます。

○少数特例表示



一定台数（30台／年かつ承認後の総生産台数100台）以下の製作・輸入をするものとして国が承認した車両に表示されます。少数しか生産されないことから、通常の技術基準より緩和されています。

○確認証

表示の代わりに個々に確認証が交付されます。

使用者が製作等した建設機械などの場合で、個別に検査を受け、技術基準に適合していることが確認されたものに対して交付されます。（個別検査）

建設機械の排出ガスの排出の抑制を図るために

建設機械は使用状態（燃料、点検整備、運転・使用等）によって排出ガスの性状が変わることがあることから、抑制指針に基づき、排出ガスの排出の抑制に取り組んで下さい。

オフロード法第28条に基づき、建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針（平成18年国土交通省告示第1152号。以下「抑制指針」）が定められました。

- 特定特殊自動車を使用される方は、抑制指針に基づき、排出ガスの排出の抑制に取り組んで下さい。
（抑制指針の主な内容は下記参照）
- 規制適用外である法施行前製作車や継続生産車等も抑制指針の対象です。
- 抑制指針に即して国の職員が指導・助言を行うこともあります。

■燃料の使用

軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に關する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択して下さい。

■点検整備の実施

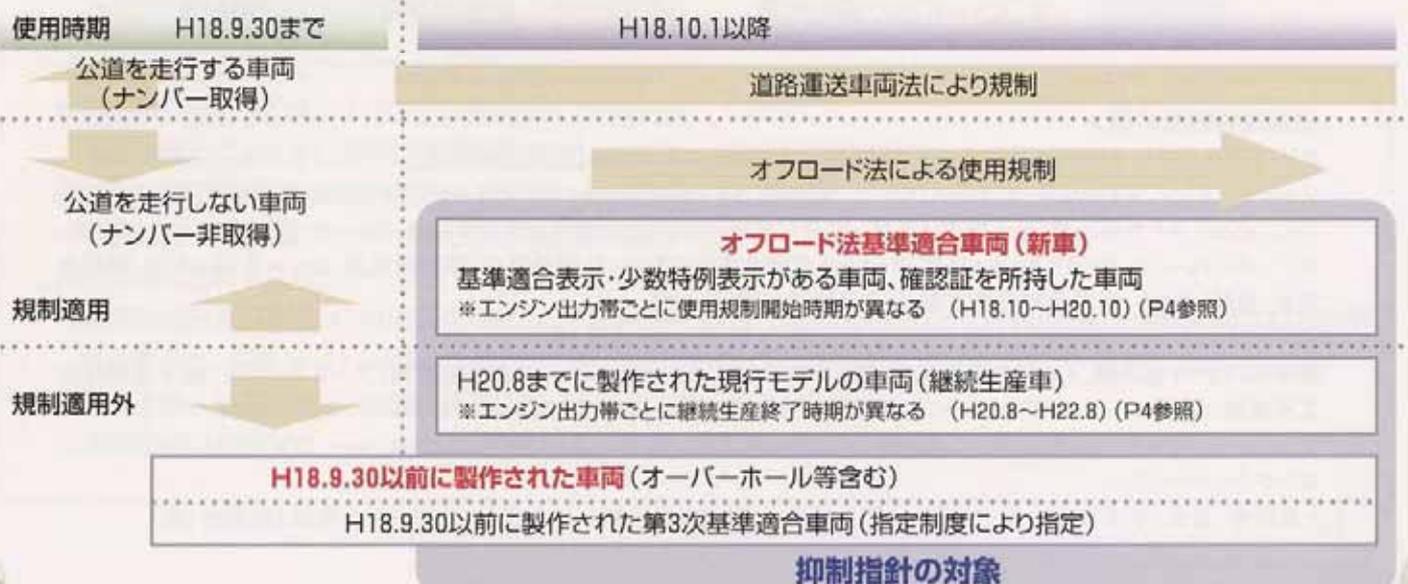
以下の点検及び必要な整備を実施し、当該特定特殊自動車の排出ガスの性状が悪化しないように努めて下さい。

- 1 定期検査（1年以内ごとに1回。定期検査結果の記録は3年間保存。）
- 2 日常点検
- 3 定期検査に関する教育・講習の励行

■排出量の抑制のために講ずべき措置

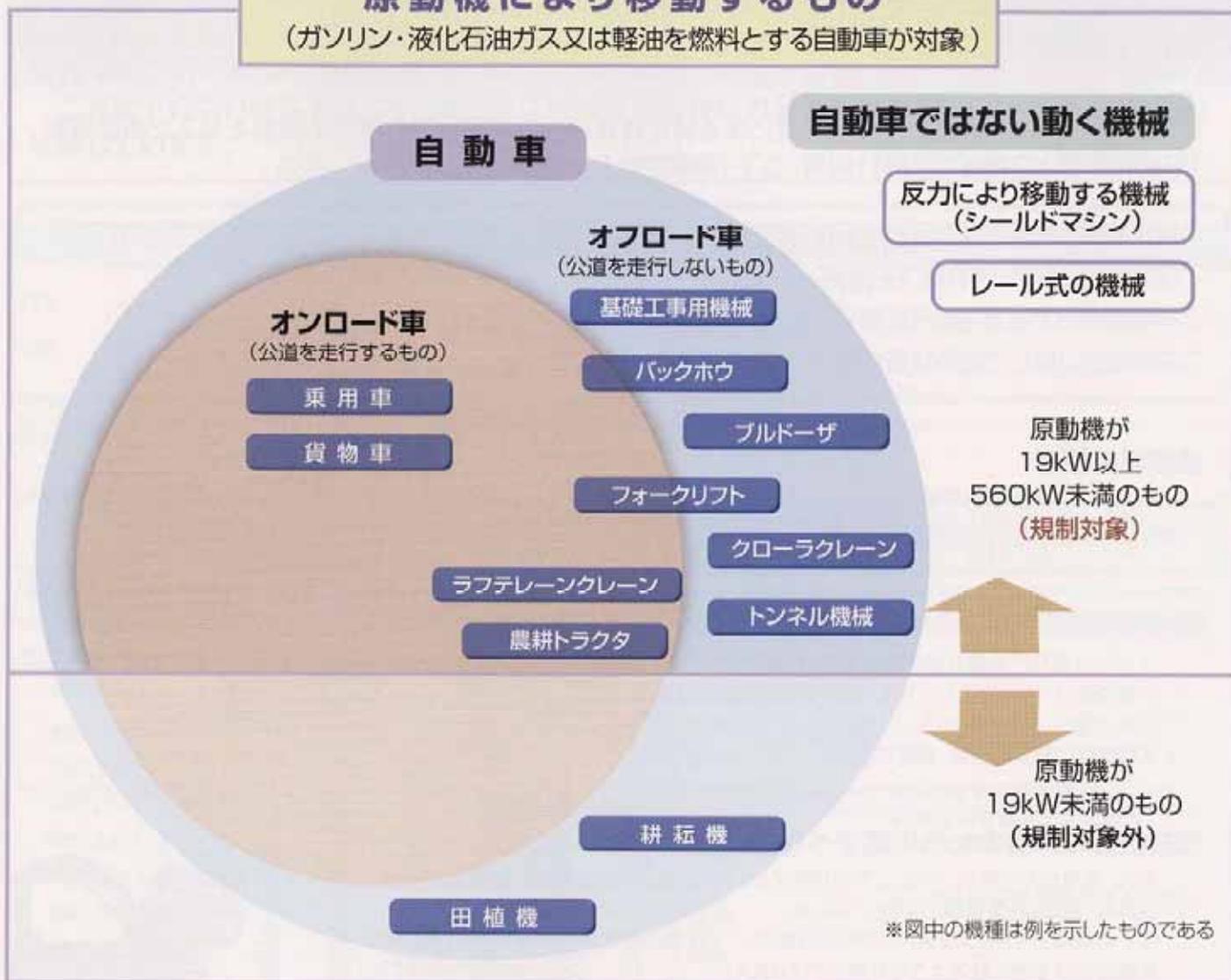
運転、使用などにあたっては以下の項目について適切に措置を選択して実施に努めて下さい。

- ①急発進・急加速・急操作の排除に努める。
- ②不要な空ぶかしを行わない。
- ③停止の際はアイドルストップを励行する。
- ④作業効率の良い作業手順で作業する。
- ⑤負荷のかけすぎとなるような作業は行わない。



オフロード法における規制対象車両について

原動機により移動するもの
(ガソリン・液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車対象)



○ : オフロード法の規制対象

● : 道路運送車両法の規制対象

<規制対象機種の例>

1. 道路運送車両法の大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当する自動車【法第2条第1項】

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャー、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機

2. 建設機械抵当法の建設機械に該当する自動車(上記以外)【法第2条第2項】

連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、ペーパードレーンマシン、大口径掘削機、アースオーガー、地下連続壁施工用機械、ジブクレーン、タワークレーン、ボーリングマシン、ドリルジャンボ、クローラードリル、トンネル掘進機、アグリゲートスプレッダー、フィーダー、クラッシャー、選別機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートフィニッシャー、コンクリートスプレッダー、コンクリートペーパー

3. 上記の他、告示(平成18年 経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)の要件に該当する自動車【告示第1条】

オフロード法における使用規制開始時期について

エンジン出力帯ごとに使用規制の開始時期が異なります。

平成18年10月から使用規制が開始された建設機械はエンジン出力帯が130kW以上560kW未満（赤枠内）のものです。それ以外の建設機械については順次使用規制が開始されます。

使用規制開始及び継続生産時期

種 別		製 作 日	H18	H19	H20	H21	H22	H23
軽 油								
19kW以上 37kW未満	継続生産車		H20.8猶予期間終了					
	新規生産車			H19.10規制開始				
37kW以上 56kW未満	継続生産車		H21.8猶予期間終了					
	新規生産車			H20.10規制開始				
56kW以上 75kW未満	継続生産車		H22.8猶予期間終了					
	新規生産車			H20.10規制開始				
75kW以上 130kW未満	継続生産車		H20.8猶予期間終了					
	新規生産車			H19.10規制開始				
130kW以上 560kW未満	継続生産車		H20.8猶予期間終了					
	新規生産車			H18.10規制開始				
ガソリン・LPG								
19kW以上 560kW未満	継続生産車		H20.8猶予期間終了					
	新規生産車			H19.10規制開始				

※旧モデルで製作される車両（継続生産車）には、モデルチェンジまでの期間を考慮し、使用規制開始後であっても約1～2年製作できるよう猶予期間があります。猶予期間終了後であっても、猶予期間中に製作された車両を継続して使用することは可能です。

使用規制にあたっては以下のような罰則規定が定められています。

- 正規の手続きによらずに基準適合表示等を付した場合（50万円以下の罰金）
- 基準適合表示等の無い車両を使用した場合（30万円以下の罰金）
 - ※平成18年10月以降に製作された規制対象車に限られます。
- 技術基準適合命令に違反した場合（30万円以下の罰金）
 - ※技術基準適合命令とは、使用過程において技術基準に適合しない状態になったと認められる場合になされる整備命令のこと。平成18年10月以降に製作された規制対象車に限られます。
- 現場への立入検査を拒否や妨害、質問に対して虚偽の陳述等をした場合（30万円以下の罰金）

建設機械の排出ガス対策に関するこれまでの取り組み

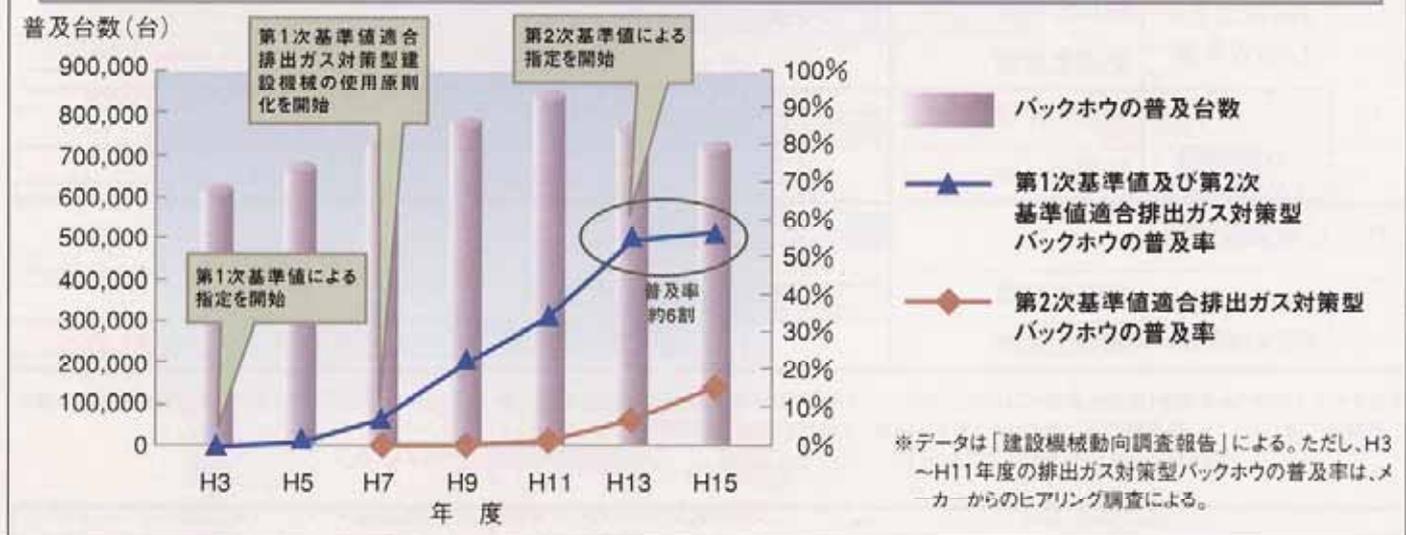
国土交通省では、平成3年度より排出ガス基準値を満たした建設機械を「排出ガス対策型建設機械」として指定する制度の実施（更に第2次基準値、第3次基準値の設定）及び、国土交通省が発注する工事における使用原則化を平成8年度より行ってきました。

これまでの取り組みを通じて、排出ガス対策型建設機械の普及率が約6割（バックホウの場合）に達しています。

これまでの建設機械の排出ガス対策の取り組み

	オンロード	オフロード
H3	第1次基準	排出ガス対策型建設機械指定制度
H8	国土交通省直轄工事における使用原則化開始	
H13	第2次基準	排出ガス対策型建設機械指定制度
H15	道路運送車両法 H15.10開始	
H18	新たな基準の導入 H18.10	第3次基準 排出ガス対策型建設機械指定制度 H18.3開始 オフロード法による使用規制開始 H18.10

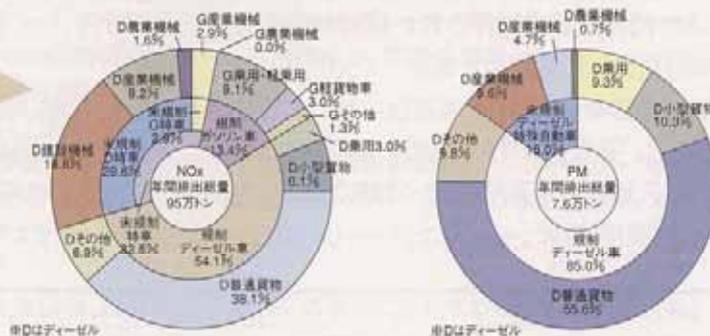
排出ガス対策型建設機械の普及状況



更なるオフロード建設機械の排出ガス対策の必要性

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)は、大気汚染の原因物質として大きな社会問題となっており、呼吸困難や気管支炎等の健康に与える影響が懸念されています。これらの大気汚染物質の発生に関して、**建設機械からの排出ガスが大きな割合を占めています。**

オフロード建設機械起因の排出ガス(平成12年)



(参考)自動車台数の合計約7,900万台の内、オンロード特殊自動車約390万台(約4.9%)、オフロード特殊自動車約130万台(約1.7%)

排出ガス対策型建設機械（第3次基準）指定制度

大気環境改善のためには、オフロード法排出ガス規制の対象外となる機種についても排出ガス対策を行うことが必要です。国土交通省では、オフロード法排出ガス規制の対象外となる可搬式建設機械（発動発電機等）や小型建設機械（エンジン出力が19kW未満）等についても引き続き「排出ガス対策型建設機械指定制度」で指定していくとともに、直轄工事での使用原則化や低利の融資制度などにより、環境にやさしい建設機械の普及を図っていきます。

エンジン出力帯	車両系建設機械		可搬式建設機械
8～19kW	小型ローラ	小型バックホウ 等	
19kW ～ 560kW	<p>道路運送車両法による排出ガス規制の対象（オンロード、オフロード兼用）</p>  <p>バックホウ（ホイール型）</p>  <p>トラクタショベル（ホイール型）</p>	<p>オフロード法による排出ガス規制の対象（オフロード専用）</p>  <p>バックホウ（クローラ型）</p>  <p>ブルドーザ</p>	 <p>発動発電機</p>  <p>空気圧縮機</p>

指定制度で対象とする機種
（道路運送車両法の指定及びオフロード法の届出がされた車両は対象外）

道路運送車両法及びオフロード法の規制対象機種

※ 図示した機種はあくまでも該当機種の例を示したものである

第3次基準排出ガス対策型建設機械指定制度表示



車両系建設機械



可搬式建設機械



トンネル工事用建設機械

閉鎖空間であるトンネル工事の施工環境改善のために、通常の排出ガス対策型建設機械に比べて黒煙濃度を1/5以下に低減した建設機械について指定したものを。

「排出ガス対策型建設機械」に対する支援措置について

オフロード法に基づく基準適合表示の付された建設機械等、排出ガス対策型建設機械の普及促進を進めていくことを目的として、税制の特例措置、株式会社日本政策金融公庫における融資制度が制度化されています。

【税制の特例措置】

	中小企業投資促進税制
対象者	青色申告書を提出する中小企業者 リース・レンタル事業者は対象外
内容	機械及び装置（取得価額160万円以上、リースの場合210万円以上）を取得した場合
措置	初年度取得価額の30%の特別償却 ^(注1) または7%の税額控除 ^(注2)
期間	平成22年3月31日まで

(注1)特別償却制度:建設機械をリースする場合は利用できません。

(注2)税額控除制度:建設機械をリースする場合もしくは資本金が3千万円を越える法人が建設機械を取得する場合のみ利用できます。

【株式会社日本政策金融公庫の融資制度】

	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」 における基準適合表示を付された特定特殊自動車	第3次排出ガス対策型 建設機械
中小企業事業 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下または従業員100人以下	特別利率 (保証人特例制度 ^(注3))	特別利率 (保証人特例制度)
国民生活事業 (資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者) リース・レンタル事業者は資本金5千万円以下または従業員100人以下	特別利率 (ただし37kW以上56kW未満のものは平成21年8月31日まで、56kW以上75kW未満のものは平成22年3月31日まで特別利率)	特別利率

(注3)保証人特例制度:特別貸付制度の融資対象者に適用されます。一定要件を満たせば、経営責任者の個人保証が免除されます。

お問合せ先

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課 施工環境技術推進室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03 - 5253 - 8111 (内線 24955・24956)

建設施工企画課HP <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html>

オフロード法HP <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyoku/haigas.htm>